

静労発基 0807 第 1 号
令和 7 年 8 月 7 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長

令和 7 年度全国労働衛生週間の周知について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、令和 7 年度全国労働衛生週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンに、「令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、静岡労働局では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みの整備の推進、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく化学物質による労働災害防止の取組の徹底と各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施の推進等について、9 月 1 日から 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、当局では、全国労働衛生週間を契機に、事業場における労働衛生活動の定着と労働者の労働衛生意識の高揚を図るための取り組みを一層強化するよう呼びかけることとしておりますが、貴職におかれましても、貴団体広報誌やホームページ等に令和 7 年度全国労働衛生週間について掲載いただき、広く周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

また、全国労働衛生週間実施要項 10 の各事項が実施されるよう、傘下の会員事業場及び関係事業者にご周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。資料につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi.html



静岡県知事、各市町長 殿

静岡労働局長

令和 7 年度全国労働衛生週間の周知について（依頼）

平素より労働行政の運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、令和 7 年度全国労働衛生週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンに、「令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、静岡労働局では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みの整備の推進、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく化学物質による労働災害防止の取組の徹底と各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施の推進等について、9 月 1 日から 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生活動を効果的に推進するためには労働者の理解と協力が最も重要であり、当局では、全国労働衛生週間を契機に、事業場における労働衛生活動の定着と労働者の労働衛生意識の高揚を図るための取り組みを一層強化するよう呼びかけることとしております。

つきましては、本週間の趣旨に照らし、令和 7 年度全国労働衛生週間の実施について、貴広報誌やホームページ等への掲載等により、県民、市民、町民への周知に特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

資料につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi.html

